

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年	年	月	月
	事業年度	令和	年	年	月	月
						日から 日まで

第1号  
報酬給与額に関する明細書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)  
第4号

役員又は使用人に対する給与				
事務所又は事業所		期末の 従業員数	給与の額	備考
名称	所在地			
		人	円	
小計		①		
加算又は減算		②		
計 (①+②)		③	兆 十億 百万 千 円	

役員又は使用人のために支出する掛金等					
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への 事業主払込相当額	11	円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金 又は保険料	2		適格年金返還金額のうち確定給付企業年金 基金への事業主払込相当額	12	
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3		適格年金返還金額のうち他の適格年金への 事業主払込相当額	13	
個人型年金規約に基づく掛金	4		適格年金返還金額のうち特定退職金共済へ の事業主払込相当額	14	
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	5		適格年金の要留保額移管の場合における資 産価額相当額	15	
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6		適格年金返還金額のうち企業型年金の個人 別管理資産への事業主払込相当額	16	
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収 金 8-9	7		適格年金返還金額のうち企業型年金の過去 勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17	
事業主として負担する掛金及び負担金の 総額	8		小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤	兆 十億 百万 千 円
代行相当部分	9				
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10				
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④	兆 十億 百万 千 円	計 (④-⑤)	⑥	兆 十億 百万 千 円

労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人		労働者派遣等をした法人			
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆 十億 百万 千 円
⑦ × $\frac{75}{100}$	⑧		派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	
			⑨ - $(\text{⑩} \times \frac{75}{100})$	⑪	
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円			



第6号様式別表5の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 「

第1号
・
法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業
・
第4号

」  
となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 「⑨－ $\left(\textcircled{10} \times \frac{75}{100}\right)$  ⑩」の欄は、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計⑨」の欄の金額から「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」の欄の金額に100分の75を乗じて得た金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を記載すること。